

お客様へ

いつも尼崎信用金庫をご利用いただきまことにありがとうございます。あましんでんさい割引WEB取引サービスご利用にあたっては、本規定を定型約款とし、これに記載の約定によりお取扱いさせていただきます。つきましては、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

### 【あましんでんさい割引WEB取引サービス利用規定】

尼崎信用金庫(以下「当金庫」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の窓口金融機関として、申込人(以下「お客様」といいます)に提供するでんさいサービス(以下「本サービス」といいます)について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則(以下「業務規程等」と総称します)において、使用する用語の例によります。

#### 1. (本規定の範囲)

あましんでんさい割引WEB取引サービス利用規定(以下、「本規定」といいます)は、尼崎信用金庫(以下、「当金庫」といいます)が提供するでんさいサービスのひとつである、あましんでんさい割引WEB取引サービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人(以下、「お客様」といいます)は、本規定の内容を理解した上で、本サービスを利用することを承諾して申し込むものとし、当金庫がこれを承認してお客様に対して本サービスを提供するに際しては、当金庫とお客様との間に、当金庫とお客様との間の信用金庫取引約定書のほか、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規定および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規定細則(以下、これらを「でんさいネット業務規定等」といいます)、でんさいサービス利用規定および本規定が適用されるものとします。

#### 2. (本サービスの利用環境、手数料等)

##### (1) 本サービスの利用環境等

お客様が、信用金庫取引約定書に基づき、当金庫に対して株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」といいます)において記録されている電子記録債権(以下、「でんさい」といいます)の割引を依頼する場合には、本サービスによるものとします。この場合、お客様はインターネットに接続されている等の当金庫所定の環境を備えたパーソナルコンピュータ等の端末機(以下、「端末」といいます)または当金庫所定の方法を用いて行うものとします。

ただし、端末については、当金庫所定の環境が備わっていても、お客様個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

##### (2) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内でのみ利用するものとします。

##### (3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当金庫所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当金庫は、この取扱日・取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (4) 手数料

本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料および消費税（地方消費税含むもの）とします。以下同じ）が必要となる場合があります。なお、当金庫はお客様に事前に通知することなくこれらの手数料を変更する場合があります。

手数料・消費税を要する場合には、普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日自動的に引落します。

#### (5) お客様の属性

お客様は、でんさいサービス利用規定で定められた要件を満たし、事前に当金庫所定の審査を経た法人もしくは個人事業者に限るものとします。

### 3. (本サービスの申込)

本サービスの利用にあたっては、事前に当金庫所定の審査が必要となります。お客様は、当金庫の審査終了後、信用金庫取引約定書を締結し、あましんでんさい割引 WEB 取引サービス申込書により本サービスを申し込み、当金庫が所定の手続きを行ったときから、お客様と当金庫の間で本サービスに関する利用契約（以下、「本利用契約」といいます）の効力が発生するものとします。

### 4. (本人確認)

#### (1) 端末を用いて本サービスを利用する場合

端末を用いた本サービスの利用にあたっては、電子証明書および各種パスワードによる本人確認が必要となります。

#### (2) その他、端末以外の当金庫所定の方法により本サービスを利用する場合

端末以外の当金庫所定の方法により本サービスを利用するにあたっては、当金庫所定の方法による本人確認が必要となります。

### 5. (サービスの利用方法等)

#### (1) 前提条件

本サービスの利用にあたっては、以下の条件を満たすものとします。当金庫は、これらの条件をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。

- ①お客様が指定する割引希望日から支払期日まで、当金庫所定の期間を有すること。
- ②上記①のほか、当金庫が本サービスの利用を可能と認めること。

#### (2) 割引の依頼

- ①お客様は、前記 4. の本人確認手続を経た後、当金庫所定の必要事項を当金庫所定の方法により伝達することで、でんさいの割引を当金庫に依頼するものとし、当金庫が所定の方法により受信を確認したときに、割引依頼の受付が完了したものとします。
- ②お客様が、端末上で、割引を依頼することを選択したでんさいについては、当該選択以降は、当金庫所定の方法で選択を解除しない限り、お客様は当該でんさいに係る各種記録の請求を行うことはできず、当該でんさいについてお客様以外の第三者から各種記録の請求がなされたとしても、当金庫は、お客様に確認することなく、お客様が当該記録請求を応諾しない旨をでんさいネットに回答することができるものとします。

### (3) でんさいの譲渡記録請求

①お客様は割引を依頼するでんさいについて、申込時において当金庫を譲受人とする譲渡記録およびお客様を電子記録保証人とする譲渡保証記録を請求します。

②上記①の請求において、譲渡記録または譲渡保証記録ができないときには、当該譲渡記録および譲渡保証記録に係る割引の依頼は取り消されるものとします。お客様が同時に複数のでんさいの割引を依頼した場合において、上記①の譲渡記録および譲渡保証記録の請求をしたでんさいの全部または一部について譲渡記録または譲渡保証記録ができないときには、当金庫は、割引依頼に係る全部または一部のでんさいについて、お客様の割引の依頼を取り消すことができるものとします。当金庫が全部または一部のでんさいについて、お客様の割引の依頼を取り消す場合には、かかるでんさいについて、譲渡記録および譲渡保証記録の請求を行わず、または譲渡記録および譲渡保証記録が完了しているでんさいについてはお客様を譲受人とする譲渡記録を請求し（この場合、当金庫を電子記録保証人とする譲渡保証記録を付さないものとします）もしくは当金庫を譲受人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録を請求するものとします（ただし、でんさいネットが電子記録の請求を制限する場合はこの限りではないものとします）。

### (4) 割引依頼の確定・入金

割引依頼の受付完了後、当金庫が、所定の審査を経て、対象となるでんさいの割引を決定した場合には、当金庫は割引決定後、所定の期日に、割引を決定したでんさいの債権額の合計に相当する代わり金を所定の口座に入金するものとします。

### (5) 割引依頼の否決

当金庫が依頼を受けたでんさいの割引を承諾しない場合、当金庫はお客様に割引依頼を承諾しないことを通知するとともに、上記(3)①により譲渡記録および譲渡保証記録の完了しているでんさいについて、お客様を譲受人とする譲渡記録を請求し（この場合、当金庫を電子記録保証人とする譲渡保証記録を付さないものとします）もしくは当金庫を譲受人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録を請求するものとします（ただし、でんさいネットが電子記録の請求を制限する場合はこの限りではないものとします）。

## 6. (免責等)

前記4. に定める本人確認手続を経た後に行われた取引について、当金庫はお客様本人による有効な取引とみなし、お客様は当金庫に対して、信用金庫取引約定書に基づき当該取引に関する債務を負担するものとします。でんさいネットの電子記録と当金庫の帳簿、伝票等の記録に相違がある場合には、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様は当金庫の帳簿、伝票等の記録にしたがうものとします。また、電子証明書および各種パスワードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 7. (解約等)

### (1) 都合解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知により解約することができます。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

①当金庫からの解約の効力は、お客様に通知が到着し、かつ当金庫所定の解約処理が完了

した時点より発生するものとします。なお、当金庫が、お客様が当金庫に届け出た連絡先にあてて解約通知を発信した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。本サービスの利用にかかる未払いの手数料等（以下、「未払手数料等」といいます）がある場合、お客様は当金庫所定の日に所定の方法により支払うものとします。また、当金庫は解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限できるものとし、お客様は本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には即時に支払うものとします。

- ②お客様からの解約の効力は、お客様から当金庫所定の解約通知を受領し、かつ当金庫所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。なお、未払手数料等がある場合、お客様は所定の期日にかかわらず、解約通知後速やかに未払手数料等を支払うものとします。また、当金庫は解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとし、お客様は本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には即時に支払うものとします。

## （２）本サービスの当然解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、本利用契約は当然に解約されるものとします。この場合、未払手数料等があれば、お客様は所定の期日にかかわらず、直ちに支払うものとします。なお、解約の効力は、各号の事由が生じた後、当金庫所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当金庫は、各号の事由が生じた後、解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとし、お客様は解約の効力が生じるまでの間に本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には、即時に支払うものとします。

- ①信用金庫取引約定書第４条第１項各号または第２項各号の事由が生じ、当金庫に対する債務について期限の利益を喪失した場合
- ②でんさいサービス利用規定第２４条第１、２号に基づきお客様または当金庫がでんさいネットの解約を通知した場合
- ③でんさいサービス利用規定第２５条第１項各号の事由に該当し当金庫がでんさいネットの解約を通知した場合
- ④信用金庫取引約定書が解約された場合

## （３）本利用契約終了時の未処理事項

本利用契約が終了した場合には、その時まで各種請求等の処理が完了していない取引の依頼について、当金庫はその処理をする義務を負いません。

## （４）本サービスの利用制限

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を制限できるものとします。

- ①お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ②でんさいネットの利用制限事由に該当した場合

## ８．（サービスの休止、停止および廃止）

### （１）本サービスの休止

当金庫は緊急やむを得ない場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、そのために生じた損害

について当金庫は責任を負いません。

(2) 本サービスの停止および廃止

当金庫は、事前の通知（当金庫の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとして）をもって本サービスを停止し、または廃止することができます。

ただし、緊急やむを得ない場合、当金庫はこの期間を短縮できるものとします。この場合、本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、当金庫の責めによる場合を除き、その賠償の請求は行わないものとします。

9. (規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、でんさいサービス利用規定およびでんさいネット業務規定等、信用金庫取引約定書、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、口座振替規定により取り扱います。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、お客様の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、お客様の合意がなくとも変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

11. (権利・義務の譲渡・質入の禁止)

お客様は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

12. (有効期間)

本利用契約の当初有効期間は申込日から起算して1年間とします。お客様または当金庫から特に申し出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

13. (準拠法と管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以 上